

令和3年度
事業計画

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

■基本方針

我が国では少子高齢化が進み、人口減少社会が本格化するなど、社会環境は大きく変化しています。また、昨年は新型コロナウイルス感染症により社会が一変し、さまざまな活動が制限される中、とりわけ深刻な影響を受けている高齢者や障害者、子どもや生活困窮者等への支援の必要性や「支えあい」や「つながり」の重要性が改めて認識されました。

こうした状況の中で、本会においては、これまで経験したことのない社会の変化に対応するための包括的な相談支援体制を推進し、地域のつながりを絶やさないために地域住民や関係機関と連携・協働し、活動を展開して行きたいと考えております。

また、地域福祉活動を支える職員の育成や職場環境の整備にも引き続き取り組むことで継続的な雇用につなげたいと思います。

以下、令和3年度における事業について説明します。

●嘉手納町社会福祉協議会「理念・行動指針」

理念

私たち嘉手納町社会福祉協議会は、町民ひとり一人の自分らしい暮らしづくり、活躍できる場づくり、人とのつながり・支えあいづくりに取り組み、『ひとり一人のしあわせ広がる嘉手納町』の実現を目指します。

行動指針

- 一、私たちは、理念に向かって組織の一員であることを自覚し行動します。
- 一、私たちは、ひとり一人の可能性を信じ大切な存在として受けとめます。
- 一、私たちは、思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え行動します。
- 一、私たちは、職員同士、積極的に話しあいの場をつくり、お互いに理解し協力します。
- 一、私たちは、多くのつながりに支えられていることを意識し、感謝の気持ちを大切にします。

■重点項目

1. 社会環境の変化に対応した地域福祉の推進
 - コミュニティソーシャルワーク事業の推進
 - 有償の支えあい事業の推進
2. 事業の整備・検討
 - コロナ禍における事業の展開を考える
 - 従来からの事業の見直し整理を図る
3. 人材育成の推進
 - 職員の資質の向上と継続できる職場環境の整備

■実施事業

【1】組織運営

①会務の運営及び連絡調整

- 1) 理事・評議員の改選に向けての取り組み
- 2) 理事会・評議員会の開催
- 3) 理事・評議員の研修会の開催（年1回予定）
- 4) 正副会長・事務局長会議の開催
- 5) 事務局会議及び係、事業所会議の開催
- 6) 職員全体会議の開催

②会員組織の強化と自主財源の確保

1) 社協会員の募集

社協の活動を住民へ理解を深めてもらうため、広報活動を工夫し、更なる会員増へ繋げる。

- ・戸別会員
- ・賛助会員
- ・特別会員

③職員の資質の向上

1)人材育成事業（個別面談、全体研修）

安定的な法人運営を実施するには、財源は元より人材の確保も重要である。それには、職員の心身の健康の保持や職場環境の整備などのも含めて改善していくことで、「働きやすく、やりがいのある職場」につながる。こうした環境が職員の長期勤続につながり安定的な社協活動を実現することが可能となる。また、多様化する福祉課題に対応するため、職員の自己研鑽を含めて人材育成事業を実施する。

2) 各種研修会への派遣

3) 内部研修会の実施

4) 職場環境の整備

④総合福祉センターの指定管理運営事業

1) より多くの町民の方が利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。

2) 火災・自然災害を想定した避難訓練の実施

⑤法人広報・啓発事業

1) 社協だよりの発行（年4回）

2) ホームページ・Facebook 等によるネットを活用した情報発信

本年度は、YouTube チャンネルを開設し、事業の情報周知、事業への活用を行う。また、昨年度より開設した LINE 公式アカウントを活用し、社協活動の周知を行う。

・社協ホームページ (<https://kadena-shakyo.com/>)

・社協 Facebook ページ (<https://www.facebook.com/kadena.shakyo>)

・社協公式 LINE アカウント (<https://lin.ee/sIr4d00>)

【2】コミュニティソーシャルワーク事業の推進

前年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための訪問自粛等もあり、個別支援への取り組みが難しかった。今年度は、新型コロナウイルスの影響を受けた世帯も含め、これまで関わりを持つことができなかったケースへのアプローチも検討していく。

地域支援では各見守り隊等において、コロナ禍で皆が集まることができなくても皆で活動できる、活動のあり方（カタチ）を検討していく。

そして子ども支援については、町教育委員会子ども支援コーディネーターとの連携を継続し、2年目となる「朝ごはん応援隊」において、地域との交流や社会体験等へもさらに取り組んでいく。

【3】 支え合うまちづくりの推進

①各種社会福祉関係諸団体事業

各団体が地域の変化や会員の減少・高齢化により組織のあり方を見直す時期にあることに変わりはない。よって継続的に各団体と意見交換を行い必要な支援をすすめる。それぞれの強みを活かした、連携・協働によるまちづくりを進めていく。

(福祉団体)

- ・ 嘉手納町老人クラブ連合会
- ・ NPO 法人嘉手納町母子寡婦福祉会
- ・ 嘉手納町障がい福祉協会
- ・ 嘉手納町精神療養者家族会
- ・ 嘉手納町民生委員児童委員協議会

②福祉団体助成事業

福祉団体へ社協助成金及び共同募金の配分事業として助成し活動を支援する。

③福祉団体連絡会議

④福祉団体合同新年会「初春の集い」の開催

⑤心配ごと相談所事業

地域住民からの相談として、遺産相続や住まいに関する事など法律分野での内容は多い。弁護士を相談員として継続して配置し、住民ニーズへの対応を行う。

会場：総合福祉センター（毎週第2・第4金曜日：午後2時～午後5時）

※事前予約制（午後2時、午後3時、午後4時）

※相談時間1時間以内

⑥赤い羽根共同募金運動

福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、募金活動を推進するとともに、配分金のあり方を見直していく。

※令和3年10月1日～令和3年12月31日

⑦歳末たすけあい募金運動

歳末の時期において募金活動を実施し、要援護者等へ支援を図る。

※令和3年12月1日～令和3年12月31日

⑧生活支援体制整備事業〔町受託事業〕

今年度は、「なぜ、集い・交流することが大切なのか」「ゆるやかなつながりを構築するためには何が必要なのか」を改めて地域住民と一緒に考えていく。

新たな取り組みとして、なかゆくい広場や集合住宅等の場での学校等との交流やつ

ながりづくりを、コロナウイルス感染リスク軽減を図りながら検討していく。有償の
支え合い事業は、時期を見ながらスタートしていく。

⑨母子・父子福祉事業

町内事業所よりの指定寄付金を活用して、一人親世帯への物品配布を行う。

また、一人親世帯の親子を対象に、親子で体験できる事業（親子交流事業）を通し
て、交流と学びの機会を設ける。

⑩児童・青少年福祉事業

1) 比謝川鯉のぼりフェスタ【中止】

新型コロナウイルスの感染症の終息が見えないことや、鯉のぼりの掲揚には多くの
事業所やボランティアなどが協力してもらうこと、また、イベントも大勢の人が
集まることから中止となりました。代替事業として、コロナ禍で児童福祉週間を PR
できる事業を検討します。

2) <子ども×芸術>合同イベントの実施

子どもたちの想像力や表現力を引き出し、魅力あふれる子どもたちのアートで町
の活性化を図るイベントを「ピカソランド」と合同で開催する。

3) 児童福祉週間啓発ポスターの掲示

⑪老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

1) 社協サロン

制度やサービスにつながない閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新た
な社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、見守り、閉じこもりの
防止、介護予防、健康づくりを目的として、また地域や制度・サービスへつなぐこ
とも視野に入れながら事業の推進を図る。

※毎月第1月曜日（午後2時～午後4時）

2) ふれあい訪問事業

一人暮らし等の高齢者宅を見守り・ふれあい活動の目的にボランティアが訪問し
高齢者の安否確認と安心して暮らせる地域支援事業として実施する。

3) 老人福祉週間啓発ポスターの掲示

4) 高齢者の生きがいづくり事業

高齢者等を対象として生きがいと居場所づくりを目的とした事業を検討する。

⑫障がい児・者福祉事業

障がい児・者の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施す

る。

- 1) 町民スポレクへの参加
- 2) パラリンピック採火式事業

東京パラリンピックの聖火リレーの採火式が県内各市町村でも実施されることから、本会も障がい者の理解啓発事業の一環として協力する。

⑬法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

⑭日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

ニーズに応じて、新規利用契約に向けての取り組みを進めていく。本事業は、成年後見制度等とも関連性が強いいため、福祉職が知っておく必要がある法律の勉強会を継続実施していく。

⑮生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う。昨年より継続している、特例貸付についても引き続き対応していく。

⑯福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

⑰苦情解決事業

第三者委員を設置し対応を迅速に行う。

⑱制服リサイクル事業

不要になった学生服を寄附していただき、必要な方へ提供する。

⑲フードバンク事業

家庭や企業から期限が1カ月ほど残っている食料（缶詰・お米・インスタント食品など保存のきくもの）を寄附していただき、緊急で食料の支援が必要な方へ提供する。

【4】在宅福祉サービスの推進

①高齢者等食の自立支援事業（配食サービス）[町受託事業]

日常生活に支障のある在宅の高齢者及び心身に障害がある者に対し、食生活の改善

及び安否確認を行い、福祉の向上を図る。

利用者の方々の声を聞き、また委託元である町とも必要な協議を重ねながら、さらなるサービス向上に努める。

・調理委託先：沖縄県高齢者協同組合 配彩ナビィー（恩納村）

配食日：月曜日～土曜日（夕食）

1食あたり：普通食 480円（個人負担 250円）、

特別食① 550円（個人負担 320円：糖尿食・透析食・腎食）

特別食② 600円（個人負担 370円：きざみ食・アレルギー食）

②地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）[町受託事業]

各区におけるミニデイサービスは、集いの場・楽しいゆんたくの場としての機能が充実してきている。しかし、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ミニデイサービスを開催することがほとんどできなかった。

今年度は、新型コロナウイルス感染症のリスク対策を行いつつ、どのような形であればミニデイサービスを再開することができるのか、各区・町と協議をおこなっていく。

- ・東区がんじゅう会
- ・中央区あしびな一会
- ・北区百の会
- ・南区かりゆし会
- ・西区ゆんたくの会
- ・西浜区ことぶきの会

③障害者地域生活支援事業 [町受託事業]

今年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響は続くと予想される。だからこそ、あらためて社会・地域の中でつながり続けることの大切さ、その中で自分の居場所と役割を見出し、想いを共有できるカタチを検討する。そして、状況を見ながらできることから実施していく。

新たな取り組みとして、既存事業を活用しながら YouTube での動画配信を行っていく。

- 1) ごちゃませフェスタの開催
- 2) 理解促進研修・啓発事業（ペアレントトレーニング講座等）
- 3) ゆんたく会の開催
- 4) スポーツレクリエーションの事業の実施
- 5) 文化・芸術活動支援事業の実施（ジャンベ等）
- 6) 声の広報等発行事業
- 7) 成年後見制度・法人後見支援事業

④地域活動支援センターていんがーらの運営〔町受託事業〕（障害者自立支援法）

利用者が安心して自分らしく過ごし、継続して利用できる場所の提供づくりを進めるために、常に利用者の立場にたち、コミュニケーションをとるとともに、相談活動を通して利用者の不安解消を図る。

●主な活動

- 1) 居場所活動
- 2) 生産活動とレクリエーション
- 3) 日常生活等の課題に対する個別支援
- 4) 服薬管理や公的手続きなどの支援
- 5) 個別支援計画の作成
- 6) 障がいに対する理解を促進するための普及活動
- 7) 相談員（専門職）による相談業務

⑤相談支援事業所ていんがーら

町より受託している地域活動支援センターはⅠ型となっており、障がい者の日常生活や社会生活のサポートや社会と交流活動などの提供の他、町より障害者相談支援事業所の指定を受けることが条件となっている。計画相談支援は障害者からの相談業務や障害者サービス利用の際に必要な「サービス等利用計画」の作成等を行います。

⑥わくわくクラブあすなろの運営（児童福祉法に基づく障害児通所支援事業）

わくわくクラブあすなろは、多機能型事業所として放課後デイサービス事業と児童発達支援事業を運営している。児童福祉法に基づく、障がい児通所支援事業所として、発達の気になるお子さんや、育てづらさを感じるお子さんの発達支援、療育を行う。

異年齢の子どもたちが、のびのびと遊ぶことで人とのやりとりがうまれ、そこで人間関係を学び、相手の気持ちも理解する豊かな想像力を育てる。また、学校教育と連携し障がい児の自立促進をするとともに、放課後の居場所作りを目的とする。

- 1) 放課後デイサービス事業
- 2) 児童発達支援事業

※多機能型事業所

多機能型事業所とは、障害者通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援）及び障害福祉サービス事業のうち、2以上の事業を一体的に行う事業所。

⑥介護用品貸与事業（車いす）

介護保険制度など制度利用までのつなぎ、入院時の外泊、骨折等による一時的な利

用が必要な方などへ貸し出す。

【5】 ボランティア活動と福祉教育の推進

～みんなでつながって、みんなのちいきをそだてよう～

昨年からボランティア活動も制限される日々が続いている。今すぐの活動にはつながらなくても、地域の皆さんと「自分にできること」「自分たちにできること」を考えながら、共に生きる地域づくりへとつなげていく。

そして、改めて「ふだんのくらしのしあわせ」の実現に向けて、「福祉教育ってなんだろう？」ということを考えていく。

○ボランティア活動を定義づける概念

「自発性」・・・自ら進んでする。するかしないか自体が自由である。

「社会性（公益性）」・・・自分自身や仲間内の利益ではなく、みんなに開かれている。

「無償性」・・・金品に限らず、対価を得ない行為。実費弁償は対価とみない。

【実施事業】

①ボランティア団体助成事業

- 1) 手話サークルかでな
- 2) 手話サークルノビルの会
- 3) リーディングサービスあいあい

②ボランティア・NPO支援事業

- 1) 個人ボランティア活動に関する相談・支援
- 2) ボランティア団体活動に関する相談・支援
- 3) ボランティア保険に関する相談・支援
- 4) ボランティア感謝の集い
- 5) 一人暮らし高齢者宅等清掃活動
- 6) 24時間テレビ募金活動
- 7) NPO団体に関する相談・支援
- 8) ボランティアだよりの発行

③ボランティアセンター拠点整備

- 1) ボランティア（個人・団体）登録及び情報提供
- 2) ボランティア活動等に必要の資材の整備及び貸与

④福祉教育の推進

1) 福祉教育協力校指定事業

屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校

2) 福祉教育協力校連絡会の開催

3) 福祉教育推進助成事業（公募）

町内の保育園・幼稚園を対象に実施

4) 小学生ボランティアスクール

5) いもっ子サマースクール

6) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援